

建築各種申請べんり帳

1. 所管課等

1	建築確認 検査関係 (※①②)	朝霞市 都市建設部 開発建築課	TEL	048-463-2585
		〒351-8501	FAX	048-463-9490
		朝霞市本町1-1-1	E-mail	HP専用フォームより
	建築確認 検査関係 (※①②以外)	埼玉県川越建築安全センター	TEL	049-243-2746
		〒350-1124	FAX	049-243-3561
		川越市新宿町1-17-17 ウエスタ川越 4階	E-mail	r4321021@pref.saitama.lg.jp
2	開発許可 適合証明	朝霞市 都市建設部 開発建築課	TEL	048-463-2510
		〒351-8501	FAX	048-463-9490
		朝霞市本町1-1-1	E-mail	HP専用フォームより
3	消防法	埼玉県南西部消防局 朝霞消防署	TEL	048-460-0119
		〒351-0023	FAX	048-463-0493
		朝霞市溝沼1-2-27	E-mail	なし
4	道路 河川	朝霞県土整備事務所	TEL	048-471-4661
		〒351-0033	FAX	048-471-4666
		朝霞市浜崎678	E-mail	県お問い合わせフォームより
		朝霞市 都市建設部 道路整備課	TEL	048-463-0912
		〒351-8501	FAX	048-463-9490
		朝霞市本町1-1-1	E-mail	HP専用フォームより

※ 建築確認・検査関係の範囲

①-1 建築基準法第6条第1項第2号のうち、**木造**建築物で、以下の条件を全て満たすもの（知事の許可を必要とするものを除く）

- ・地階を除く階数が2以下
- ・延べ面積300㎡以下
- ・高さ16m以下

①-2 建築基準法第6条第1項第3号の建築物（知事の許可を必要とするものを除く）

② 建築基準法施行令第138条の工作物のうち、以下のもの（いずれも、①以外の敷地内に築造するものを除く）

- ・高さが6mを超え10m以下の煙突
- ・高さが4mを超え10m以下の広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、その他これらに類するもの
- ・高さが2mを超え3m以下の擁壁

2. 適用される各種条例等

1	建築基準法関係	・埼玉県建築基準法施行条例 ・埼玉県建築基準法施行細則 ・埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例 （埼玉県建築物バリアフリー条例） ・朝霞市建築基準法施行細則 ・朝霞市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例 ・朝霞市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例施行規則
2	都市計画法関係	・朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例 ・朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例施行規則
3	その他	・朝霞市景観条例 ・朝霞市景観規則

3. 設計に用いる条件

1	垂直積雪量	30cm
		ただし、H12告示1455号第2の式（※）により算出した数値が30cmを超える場合は、当該数値 （※） 垂直積雪量（m）＝0.0005 × 標高（m） + 0.28
2	地表面粗度区分	Ⅲ（H12建設省告示1454号第1）
3	基準風速（Vo）	34m/秒（H12建設省告示1454号第2）
4	庁舎所在地の緯度経度	東経 139° 36′ （参考値：設計における緯度経度を指定するものではありません） 北緯 35° 48′ （参考値：設計における緯度経度を指定するものではありません）
5	日影規制の注意点	新築・増築を問わず、市街化調整区域（容積率50%,80%,100%,200%,300%の区域に限る）に日影を生じさせる場合も、日影規制がかかります。 必ず周辺の市街化調整区域の容積率を確認してください。 都市計画図の購入及び閲覧：朝霞市 都市建設部 まちづくり推進課 都市計画係

4. 区域の指定

1	建築基準法 法22条の指定区域	市街化区域全域（防火・準防火地域除く）										
2	建築基準法第49条に 基づく特別用途地区	根拠条例 問い合わせ <table><tr><th colspan="2">区域</th><th colspan="2">主な締結事項</th></tr><tr><td colspan="2">なし</td><td colspan="2">なし</td></tr></table>			区域		主な締結事項		なし		なし	
区域		主な締結事項										
なし		なし										
3	建築基準法第57条の 5に基づく高層住居 誘導地区	問い合わせ <table><tr><th>種類</th><th colspan="2">適用区域</th><th>建蔽率の最高限度</th></tr><tr><td>なし</td><td colspan="2">なし</td><td>なし</td></tr></table>			種類	適用区域		建蔽率の最高限度	なし	なし		なし
種類	適用区域		建蔽率の最高限度									
なし	なし		なし									

4	建築基準法第58条に基づく高度地区	問い合わせ 朝霞市 都市建設部 まちづくり推進課（048-463-2518） <table><tr><th>種類</th><th>適用区域</th><th>高さの最高限度</th></tr><tr><td>20m高度地区</td><td>第一種中高層住居専用地域（容積率150%の地域）</td><td>20m</td></tr><tr><td rowspan="7">25m高度地区</td><td>第一種中高層住居専用地域（容積率200%の地域）</td><td rowspan="7">25m</td></tr><tr><td>第二種中高層住居専用地域</td></tr><tr><td>第一種住居地域（朝霞駅東口地区を除く）</td></tr><tr><td>準住居地域</td></tr><tr><td>近隣商業地域</td></tr><tr><td>準工業地域</td></tr><tr><td>工業地域（あずま南地区を除く）</td></tr><tr><td>35m高度地区</td><td>商業地域（土地区画整理事業が施行された区域および朝霞駅東口地区を除く）</td><td>35m</td></tr></table>	種類	適用区域	高さの最高限度	20m高度地区	第一種中高層住居専用地域（容積率150%の地域）	20m	25m高度地区	第一種中高層住居専用地域（容積率200%の地域）	25m	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域（朝霞駅東口地区を除く）	準住居地域	近隣商業地域	準工業地域	工業地域（あずま南地区を除く）	35m高度地区	商業地域（土地区画整理事業が施行された区域および朝霞駅東口地区を除く）	35m				
種類	適用区域	高さの最高限度																						
20m高度地区	第一種中高層住居専用地域（容積率150%の地域）	20m																						
25m高度地区	第一種中高層住居専用地域（容積率200%の地域）	25m																						
	第二種中高層住居専用地域																							
	第一種住居地域（朝霞駅東口地区を除く）																							
	準住居地域																							
	近隣商業地域																							
	準工業地域																							
	工業地域（あずま南地区を除く）																							
35m高度地区	商業地域（土地区画整理事業が施行された区域および朝霞駅東口地区を除く）	35m																						
5	建築基準法第59条に基づく高度利用地区	問い合わせ <table><tr><th>地区</th><th colspan="2">容積率の最高限度/最低限度</th></tr><tr><td rowspan="5">なし</td><td colspan="2">なし</td></tr><tr><td>建蔽率の最高限度</td><td>建築面積の最低限度</td></tr><tr><td>なし</td><td>なし</td></tr><tr><td colspan="2">壁面の位置制限</td></tr><tr><td colspan="2">なし</td></tr></table>	地区	容積率の最高限度/最低限度		なし	なし		建蔽率の最高限度	建築面積の最低限度	なし	なし	壁面の位置制限		なし									
地区	容積率の最高限度/最低限度																							
なし	なし																							
	建蔽率の最高限度	建築面積の最低限度																						
	なし	なし																						
	壁面の位置制限																							
	なし																							
6	建築基準法第60条に基づく特定街区	問い合わせ <table><tr><th>街区</th><th>容積率の最高限度</th></tr><tr><td rowspan="5">なし</td><td>なし</td></tr><tr><td>高さの最高限度</td></tr><tr><td>なし</td></tr><tr><td>壁面の位置制限</td></tr><tr><td>なし</td></tr></table>	街区	容積率の最高限度	なし	なし	高さの最高限度	なし	壁面の位置制限	なし														
街区	容積率の最高限度																							
なし	なし																							
	高さの最高限度																							
	なし																							
	壁面の位置制限																							
	なし																							
7	建築基準法第68条の2に基づく地区計画	根拠条例 朝霞市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例 問い合わせ 朝霞市 都市建設部 開発建築課（048-463-2585） <table><tr><th>地区整備計画区域</th><th>条例で定めている主な事項</th></tr><tr><td>北朝霞地区</td><td>用途・敷地面積・壁面位置</td></tr><tr><td>宮戸二丁目地区</td><td>用途・敷地面積</td></tr><tr><td>岡一丁目地区</td><td>用途・敷地面積</td></tr><tr><td>根岸台二丁目地区</td><td>用途・敷地面積</td></tr><tr><td>根岸台三丁目地区</td><td>用途・敷地面積・容積率・高さ</td></tr><tr><td>根岸台五丁目地区</td><td>用途・敷地面積</td></tr><tr><td>根岸台六丁目地区</td><td>用途・敷地面積</td></tr><tr><td>根岸台七丁目東地区</td><td>敷地面積</td></tr><tr><td>根岸台七丁目西地区</td><td>敷地面積</td></tr><tr><td>あずま南地区</td><td>用途・敷地面積・壁面位置・高さ</td></tr></table>	地区整備計画区域	条例で定めている主な事項	北朝霞地区	用途・敷地面積・壁面位置	宮戸二丁目地区	用途・敷地面積	岡一丁目地区	用途・敷地面積	根岸台二丁目地区	用途・敷地面積	根岸台三丁目地区	用途・敷地面積・容積率・高さ	根岸台五丁目地区	用途・敷地面積	根岸台六丁目地区	用途・敷地面積	根岸台七丁目東地区	敷地面積	根岸台七丁目西地区	敷地面積	あずま南地区	用途・敷地面積・壁面位置・高さ
地区整備計画区域	条例で定めている主な事項																							
北朝霞地区	用途・敷地面積・壁面位置																							
宮戸二丁目地区	用途・敷地面積																							
岡一丁目地区	用途・敷地面積																							
根岸台二丁目地区	用途・敷地面積																							
根岸台三丁目地区	用途・敷地面積・容積率・高さ																							
根岸台五丁目地区	用途・敷地面積																							
根岸台六丁目地区	用途・敷地面積																							
根岸台七丁目東地区	敷地面積																							
根岸台七丁目西地区	敷地面積																							
あずま南地区	用途・敷地面積・壁面位置・高さ																							

8	建築基準法 第69条に基づく 建築協定	根拠条例 朝霞市建築協定条例 問い合わせ 朝霞市 都市建設部 開発建築課（048-463-2585）																	
		<table><tr><th>区域</th><th>主な締結事項</th></tr><tr><td>パレットコート朝霞 (根岸台三丁目997他)</td><td>建築物の用途・高さ等</td></tr></table>			区域	主な締結事項	パレットコート朝霞 (根岸台三丁目997他)	建築物の用途・高さ等											
区域	主な締結事項																		
パレットコート朝霞 (根岸台三丁目997他)	建築物の用途・高さ等																		
9	建築基準法第86条に 基づく一団地認定	<table><tr><th>地名地番</th><th>団地名</th><th>備考</th></tr><tr><td>朝志ヶ丘一丁目1542-1</td><td>朝霞浜崎団地</td><td></td></tr><tr><td>朝志ヶ丘一丁目1537-1</td><td>ジェネシティ団地</td><td></td></tr><tr><td>仲町二丁目1278-1他</td><td>東朝霞団地</td><td></td></tr><tr><td>三原二丁目1487-1</td><td>藍寿荘再開発</td><td></td></tr></table>			地名地番	団地名	備考	朝志ヶ丘一丁目1542-1	朝霞浜崎団地		朝志ヶ丘一丁目1537-1	ジェネシティ団地		仲町二丁目1278-1他	東朝霞団地		三原二丁目1487-1	藍寿荘再開発	
地名地番	団地名	備考																	
朝志ヶ丘一丁目1542-1	朝霞浜崎団地																		
朝志ヶ丘一丁目1537-1	ジェネシティ団地																		
仲町二丁目1278-1他	東朝霞団地																		
三原二丁目1487-1	藍寿荘再開発																		
10	建築基準法施行令第 80条の3に基づく特 別警戒区域	1. 朝霞市ハザードマップ 2. 埼玉県河川砂防課ホームページ 区域指定の関係図書は、朝霞県土整備事務所及び朝霞市危機管理室にて閲覧できます。																	
11	都市計画法第58条の 2に基づく地区計画 (建築基準法第68条 の2に基づくものを 除く)	問い合わせ 朝霞市 都市建設部 まちづくり推進課（048-463-2518） <table><tr><th>地区計画</th><th>地区整備計画で定める主な事項</th></tr><tr><td>基地跡地地区</td><td>建築物等の用途の制限、建築物の容積率の制限、 建築物の建蔽率の制限、壁面の位置の制限、建築 物等の高さの制限、かき又はさくの構造の制限</td></tr><tr><td>幸町三丁目地区</td><td>建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、壁面 後退区域における工作物の設置の制限</td></tr></table>			地区計画	地区整備計画で定める主な事項	基地跡地地区	建築物等の用途の制限、建築物の容積率の制限、 建築物の建蔽率の制限、壁面の位置の制限、建築 物等の高さの制限、かき又はさくの構造の制限	幸町三丁目地区	建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、壁面 後退区域における工作物の設置の制限									
地区計画	地区整備計画で定める主な事項																		
基地跡地地区	建築物等の用途の制限、建築物の容積率の制限、 建築物の建蔽率の制限、壁面の位置の制限、建築 物等の高さの制限、かき又はさくの構造の制限																		
幸町三丁目地区	建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、壁面 後退区域における工作物の設置の制限																		
12	景観法第81条に基 づく景観協定区域	問い合わせ 朝霞市 都市建設部 まちづくり推進課（048-463-2518） <table><tr><th>区域</th><th>主な締結事項</th></tr><tr><td>スマートハイムシティ朝霞景観協定 (根岸台三丁目1)</td><td>建築物の用途・高さ等</td></tr></table>			区域	主な締結事項	スマートハイムシティ朝霞景観協定 (根岸台三丁目1)	建築物の用途・高さ等											
区域	主な締結事項																		
スマートハイムシティ朝霞景観協定 (根岸台三丁目1)	建築物の用途・高さ等																		
13	都市計画区域 編入時期	旧朝霞町 昭和26年6月20日 旧内間木村 昭和31年12月3日		都市計画図															
14	省エネルギー基準地 域区分	問い合わせ 朝霞市 都市建設部 開発建築課（048-423-3854） <table><tr><th>市町村名</th><th>地域区分</th></tr><tr><td>朝霞市</td><td>6地域</td></tr></table>			市町村名	地域区分	朝霞市	6地域											
市町村名	地域区分																		
朝霞市	6地域																		

5. 適合証明の要否

1	都市計画法施行規則第60条の規定に基づく適合証明必要	都市計画区域（市街化区域）	開発区域の敷地面積 500㎡以上
		都市計画区域（市街化調整区域）	全域
		都市計画区域（非線引き区域）	—
		都市計画区域外	—

6. その他の届出等

届出等		対象		時期	提出先
1	高層建築物等の 防災計画	高さ31mを超える建築物 建築基準法施行令第147条の2各号に掲げる建築物		確認申請の前まで	県建築安全課
2	建築物省エネ法	適合性判定申請	すべての建築物（平屋建てかつ200㎡以下の建築物（※4）を除く）	※3	※1 又は 登録省エネ判定機関
		性能向上計画認定申請	誘導基準（容積率特例）認定を希望する場合	認定を受ける目的により異なる	※1
3	建築物環境配慮制度 （CASSBEE埼玉 県）	床面積が2,000㎡以上の建築物		工事着工の21日前まで	川越建築安全センター
4	福祉のまちづくり条 例	特定生活関連施設に該当する場合		工事着工の30日前まで	朝霞市 都市建設部 開発建築課 （経由事務のみ）
5	建設リサイクル法	解体工事で床面積が80㎡以上 新築・増築等で床面積500㎡以上ほか		工事着工の7日前まで	※1 土木工事等は川越建築 安全センター
6	長期優良住宅	認定を希望する場合		工事着工の前まで	※1
7	低炭素建築物新築等 計画	認定を希望する場合		工事着工の前まで	※2
8	朝霞市景観条例	市内全域 申請地ごとに異なる		工事着工の30日前+事 前協議期間	朝霞市 都市建設部 開発建築課
9	埼玉県屋外広告物条 例	屋外広告物を掲出する場合		工事着工の前まで	朝霞市 都市建設部 開発建築課
10	朝霞市開発事業等の 手続及び基準等に關 する条例	区域ごとに一定の高さを超える建築物 また、面積にかかわらず戸数が15以上の建築物		工事着工の前まで	朝霞市 都市建設部 開発建築課
11	ふるさと埼玉の緑を 守り育てる条例	敷地面積1,000㎡以上		確認申請の前まで	西部環境管理事務所
12	小規模住戸形式集合 住宅の建築に関する 指導指針	床面積が25㎡未満の住戸又は住室を15以上有する建築物		建築事業報告書（中高 層建築物）提出時 or 確認申請書提出時	朝霞市 都市建設部 開発建築課 （経由事務のみ）

※ 各種届出は、適用除外となる場合があります。詳しくは、提出先までお問合せください。

※ 1 (一)下記に掲げる建築物： 朝霞市 都市建設部 建築開発課

◇建築基準法第6条第1項第2号のうち、**木造**建築物で、以下の条件を全て満たすもの（知事の許可を必要とするものを除く）

- ・地階を除く階数が2以下
- ・延べ面積300㎡以下
- ・高さ16m以下

◇建築基準法第6条第1項第3号の建築物（知事の許可を必要とするものを除く）

(二)上記以外の建築物： 川越建築安全センター

※ 2 (※1(一))の建築物： 朝霞市 都市建設部 建築開発課

(※1(二))の建築物： 埼玉県 建築安全課（TEL 048-830-5519）

※ 3 適合性判定通知書の原本または写しを、建築確認申請書に添付する必要があります。

※ 4 建築基準法第6条第1項第3号に掲げる建築物